

清潔で美しい登別を!!



4月1日から、 登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットの ふんの放置防止条例が施行されます

『登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置防止条例』は、登別市を不法投棄、ポイ捨て、ペットのふん放置のないまちにしようと、平成16年第4回登別市議会定例会に議員発議され、全員の賛成により可決成立し、本年4月1日から施行されます。

登別市の恵まれた自然と住み良い生活環境を守るため、皆様のご協力をお願いします。

条例の概要

◎条例の目的（第1条関係）

不法投棄、ポイ捨て、ペットのふんの放置（以下『不法投棄等』といいます）を防止することにより、環境の保全や美観の保持、資源の循環的な利用を推進し、自然と生活環境の保全に寄与するものです。



◎責務の分担（第3条～第6条関係）

【市民、滞在者等（通勤・通学する者、観光客など）】

- 日常生活、あるいは滞在期間において、ごみの分別と再生資源（空き缶・空き瓶・ペットボトル・家電製品など）を適正に処理し、ポイ捨てや不法投棄につながる行為をしないようにしましょう。
- ペットを散歩させるときは、ふんを処理する用具を常に携行して、ふんを持ち帰り、正しく処理しましょう。
- 市や地域、職場での環境美化活動に参加しましょう。

【事業者】

- 事業活動により生じたごみと再生資源を適正に処理しましょう。
- 不法投棄やポイ捨て防止について、消費者の意識を高めるよう努めましょう。
- 市が実施する環境美化活動に協力しましょう。

【土地所有者】

- 所有・占有または管理している土地に不法投棄等がされないよう適切な管理をしましょう。
- 市が実施する環境美化施策に協力しましょう。

【市】

- 不法投棄を発見した場合は、関係機関と連携を図り、迅速、適切に対応します。
- 不法投棄等に関する意識の啓発に努めます。
- 市民などによる環境美化活動や不法投棄等を防止するための活動の支援に努めます。



◎禁止行為（第7条関係）

不法投棄、ポイ捨て、ペットのふんの放置はしてはいけません。

◎情報提供（第8条関係）

不法投棄または不法投棄をしている者を見つけたときは、市に情報提供してください。



◎不法投棄現場への立入調査（第9条関係）

市は、指定した職員に、不法投棄された土地や建物に立ち入って調査させることができます。

条例の用語説明

- **ポイ捨て**…空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻その他これらに類する物を定められた場所以外に投棄し、または放置する行為をいいます。ただし、そのうち、複数回にわたる行為と多量に投棄し、または放置する行為は除きます。
- **不法投棄**…条例では、ごみや再生資源を定められた場所以外に投棄し、または放置する行為をいいます。ただし、そのうちポイ捨てに当たる行為を除きます。